

【事務局説明資料】
発行登録に係る記載事項の見直し

平成25年10月25日(金)
金融庁総務企画局

発行登録に係る記載事項について①

【現状】

○ 現在、我が国の発行登録制度においては、「1通」の発行登録書には「1種類」の有価証券のみを記載し、その最大発行予定額を記載することとされている。

(趣旨)

- 発行登録をしておけば、「発行登録追補書類」を提出することにより、即時に発行登録書の「効力発生」に至ることが可能となるが、これは、投資者にしてみれば、発行される有価証券の取得の是非を検討する時間が限られてしまうことを意味する。
- このため、あらかじめ、その「証券情報」の一部(発行される有価証券の種類と最大発行予定額)を明確にしておくことにより、投資者に対して事前に検討する機会を付与し、有価証券の機動的な発行の要請と投資者保護とのバランスを図ろうとしているもの。

○ ただし、株式について発行登録を行うと、多くの場合、登録した途端に株価が大きく下落してしまうため、株式の発行に関しては、ほとんど発行登録制度が利用されていないのが実情。

【問題意識】

○ 市場環境に応じて柔軟に資金調達を行える環境を整える観点から、上記の発行登録に係る記載事項を見直し、発行登録制度を、より使える制度とすることが考えられないか。

(参考) 発行登録書と有価証券届出書の提出件数について

《株式》

(件数)

書類別	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年(1~8月)
発行登録書	6	1	0	1
有価証券届出書	86	61	57	77

《社債》

(件数)

書類別	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年(1~8月)
発行登録書	190	178	185	112
有価証券届出書	2	3	2	1

《新株予約権》

※ 新株予約権に係る発行登録は、ほとんどが買収防衛策として行われている。

(件数)

書類別	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年(1~8月)
発行登録書	36	24	39	34
有価証券届出書	45	31	25	30

《新株予約権付社債》

(件数)

書類別	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年(1~8月)
発行登録書	0	0	0	0
有価証券届出書	11	3	6	4

発行登録に係る記載事項について②

【検討】

○ 発行登録に係る記載事項の見直し案としては、例えば、①「1通」の発行登録書に発行予定の「全ての種類」の有価証券を記載し、②発行予定額については、「総額のみを記載する」ことが考えられる。

○しかしながら、以下のとおり、投資者保護上問題が大きいと考えられるのではないか。

- 仮に上記のような記載内容の発行登録書が提出された場合、
- ・ 「株式」と「社債」のように全く性質の異なる有価証券が同一の発行登録書に記載されており、発行予定の有価証券の種類が特定できない、
 - ・ 個々の有価証券ごとの発行予定額も不明である、
- ことから、投資者にとっては、企業の発行する有価証券の「証券情報」をあらかじめ検討する機会が付与されていないに等しい、と言えるのではないか。

(注) なお、仮に上記のような制度改正を行った場合、実際には、

- ・ 「エクイティ性証券」の発行を検討している企業は、「社債等も含めた複数の有価証券」を発行登録書に記載する一方で、
- ・ 「社債」の発行のみを検討している企業は、今後も、「社債のみ」を発行登録書に記載する可能性が高いと考えられるのではないか。

その場合には、結局は、消去法的に前者の企業の株価は下落する可能性が高く、我が国の発行登録制度の利用状況を改善するには至らないのではないか。

発行登録に係る記載事項について③

- 一方で、例えば、基本的な性質が類似している「株式」と「新株予約権」とを合わせて記載することについてどう考えるか。

具体的には、

- 有価証券の種類として、「株式」及び「新株予約権」の双方
- 発行予定額として、「両有価証券の発行予定額の総額」

を記載した発行登録書を提出することを認めることについてどう考えるか。

- 上記のような見直しを行った場合、どのような効果・影響が考えられるか。
- ・ 市場環境や自社の状況にあわせて柔軟な資金調達方法を選択することが可能になるのではないか。
 - ー 我が国においても、「ライツ・オファリング」による資金調達が広がりつつあることに鑑みれば、「公募増資」と「ライツ・オファリング」のどちらかを、市場の状況等に応じて柔軟に選択したいと考える企業が存在するのではないか。
 - ・ 投資者保護上の問題が生じるおそれが比較的少ないと考えられるのではないかと。
 - ー 「株式」と「新株予約権」とを同一の発行登録書に合わせて記載したとしても、投資者は、全額が株式で発行された場合を想定して投資判断を行っておけば良いと考えられるのではないかと。
 - このため、現行制度と比べて、新たに投資者保護上の問題が生じるおそれは比較的少ないのではないかと。